

即席めんの表示に関する公正競争規約および同施行規則

令和4年9月12日（施行規則変更）

規約	施行規則
（目的） 第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第1項の規定に基づき、即席めんの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 （定義） 第2条 この規約において「即席めん」とは、次に定めるものをいう。 (1) 小麦粉又はそば粉を主原料とし、これに食塩又はかんすいその他めんの弾力性、粘性等を高めるもの等を加えて練り合わせた後、製めんしたもの（かんすいを用いて製めんしたもの以外のものにあつては、成分でん粉がアルファ化されているものに限る。）のうち、添付調味料を添付したもの又は調味料で味付けしたものであつて、簡便な調理操作により食用に供するもの（冷凍したもの及びチルド温度帯で保存するものを除く。） (2) (1)にかやくを添付したもの 2 この規約において「生タイプ即席めん」とは、即席めんのうち、めんを蒸し又はゆで、有機酸溶液中で処理した後に加熱殺菌したものをいう。 3 この規約において「添付調味料」とは、直接又は希釈して、めんのつけ汁、かけ汁等として液状又はペースト状で使用されるもの（香辛料等の微細な固形物を含む。）をいう。 4 この規約において「かやく」とは、ねぎ、メンマ等の野菜加工品、もち等の穀類加工品、油揚げ等の豆類の調整品、チャーシュー等の畜産加工食品、わかめ、つみれ等の水産加工食品、てんぷら等、めん及び添付調味料以外のものをいう。 5 この規約において「事業者」とは、即席めんを製造して販売する事業者、輸入して販売する事業者及びこれらに準ずる事業者であつて、この規約に参加するものをいう。 6 この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する即席め	（定義） 第1条 規約第2条第5項に規定する「これらに準ずる事業者」とは、即席めんの製造を他の製造業者に委託して自己の商標又は名称を表示して販売する事業者をいう。

規約	施行規則
んの取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次のいずれかに該当するものをいう。 (1) 商品、容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示 (2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。） (3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告 (4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告 (5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。） （必要表示事項） 第3条 事業者は、即席めんの容器包装に、次に掲げる事項を施行規則に定めるところにより、邦文で外部から見やすい場所に明瞭に表示しなければならない。 (1) 名称 (2) 原材料名	（必要表示事項の表示基準） 第2条 規約第3条第1項に規定する必要表示事項は、次に掲げる基準により表示する。 (1) 名称 その内容を表す一般的な名称を表示する。ただし、マカロニ類と誤認させる名称を表示してはならない。 (2) 原材料名 使用した原材料を次に定めるところにより表示する。 ア 原材料に占める重量の割合の高いものから順に、次に定めるところにより表示する。 （ア）めんにあつては、「めん」（油処理により乾燥したものにあつては「油揚げめん」）の文字の次に括弧を付して「小麦粉」、「そば粉」、「植物性たん白」、「卵粉」、「食塩」、「植物油脂」、「ラード」、「香辛料」等とその最も一般的な名称をもって表示する。

規約	施行規則
(3) 添加物	(イ) 添付調味料及びかやくにあつては、「鶏肉エキス」、「しょうゆ」、「砂糖」、「糖蜜」、「油揚げ」、「もち」、「メンマ」、「野菜てんぷら」、「牛肉」、「えび」、「卵」、「植物性たん白」、「のり」、「ねぎ」、「香辛料」、「わかめ」等とその最も一般的な名称をもって表示する。ただし、砂糖及び糖蜜にあつては「糖類」と表示することができる。 イ アの規定にかかわらず、次に掲げる場合にあつては、それぞれに定めるところにより表示することができる。 (ア) 同種の原材料を複数種類使用する場合 原材料に占める重量の割合の高い順に表示した「野菜」、「食肉」、「魚介類」等の原材料の総称を表す一般的な名称の次に括弧を付して、それぞれの原材料に占める割合の高いものから順にその最も一般的な名称をもって表示する。 (イ) 複数の加工食品により構成される場合 原材料に占める重量の割合の高い順に表示した各構成要素を表す「添付調味料」、「スープ」、「たれ」、「かやく」、「やくみ」等の一般的な名称の次に括弧を付して、それぞれの原材料に占める割合の高いものから順にその最も一般的な名称をもって表示する。 (3) 添加物 ア 次に掲げるものを除き、添加物に占める重量の割合の高いものから順に、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第6の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあつては当該添加物の物質名及び同表の下欄に掲げる用途の表示を、それ以外の添加物を含む食品にあつては当該添加物の物質名を表示する。 (ア) 加工助剤（食品の加工の際に添加されるものであって、当該食品の完成前に除去されるもの、当該食品の原材料に起因してその食品中に通常含まれる成分と同じ成分に変えられ、かつ、その成分の量を明らかに増加させるものではないもの又は当該食品中に含まれる量が少なく、かつ、その成分による影響を当該食品に及ぼさないものをいう。） (イ) キャリーオーバー（食品の原材料の製造又

規約	施行規則
(4) 内容量 (5) 賞味期限	は加工の過程において使用され、かつ、当該食品の製造又は加工の過程において使用されないものであって、当該食品中には当該添加物が効果を発揮することができる量より少ない量しか含まれていないものをいう。) イ アの規定にかかわらず、複数の加工食品により構成される加工食品にあつては、各構成要素で使用した添加物を、各構成要素を表す一般的な名称の次に括弧を付して、アに定めるところにより表示することができる。 ウ アの規定にかかわらず、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあつては、その名称をもって、食品表示基準別表第7の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあつては同表の下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。 エ アの規定にかかわらず、次に掲げる場合にあつてはそれぞれ当該各号に定める用途の表示を省略することができる。 (7) 添加物を含む旨の表示中「色」の文字を含む場合 着色料 (イ) 添加物を含む旨の表示中「増粘」の文字を含む場合 増粘剤又は糊料 (4) 内容量 内容重量（添付調味料又はかやくを添付してあるものにあつては、内容重量及びめんの重量）をグラムの単位で、単位を明記して表示する。 (5) 賞味期限 次に定めるところにより表示する。この場合、賞味期限とは、容器包装の開かれていない製品が表示された保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待される全ての品質特性を十分保持しうると認められる期限をいう。 ア 次の例のいずれかにより表示するものとする。ただし、(イ)、(ウ)又は(エ)の場合であつて、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができるものとする。この場合において、年、月又は日が1桁の場合は、2桁目は「0」と表示するものとする。

規約	施行規則
(6) 保存方法 (7) 使用上の注意 (8) 栄養成分の量及び熱量	(ア) 令和5年8月 (イ) R5. 8 (ウ) 2023. 8 (エ) 23. 8 イ アの規定にかかわらず、次の例のいずれかにより表示することができる。ただし、(イ)、(ウ)又は(エ)の場合であって、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができるものとする。この場合において、年、月又は日が1桁の場合は、2桁目は「0」と表示するものとする。 (ア) 令和5年8月1日 (イ) R5. 8. 1 (ウ) 2023. 8. 1 (エ) 23. 8. 1 (6) 保存方法 「直射日光を避け、常温で保存すること」等と表示する。ただし、常温で保存するものにあつては、常温で保存する旨を省略することができる。 (7) 使用上の注意 ア 容器を加熱するものについては、「調理中及び調理直後は、容器に直接手を触れないこと」等と表示する。 イ 容器を加熱しないもの（ただし、袋入りめん（軟包装の袋に入った即席めんであつて、鍋などに移し替えた上加熱して調理するもの）は除く。）については、「やけどに注意」等と文字又はマークで表示する。 (8) 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム。以下この号において同じ。）の量及び熱量 ア 栄養成分の量及び熱量は、次に定める方法により、即席めんの一食分又はその他の一単位（以下「食品単位」という。）当たりの製品全体の量として販売される状態における可食部分当たりの量を表示する（なお、特定保健用食品及び機能性表示食品においては食品表示基準第3条、栄養機能食品においては食品表示基準第7条に定める表示の方法に従うこと。）。この場合において、当該食品単位が一食分である場合にあつては、当該一食分の量を併記する。 (ア) たんぱく質、脂質、炭水化物の量及び熱量にあつては当該栄養成分又は熱量である旨

規約	施行規則
	の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。 ナトリウムの量にあっては食塩相当量（ナトリウムの量に2.54を乗じたものをいう。以下同じ。）の文字を冠した一定の値又は下限値及び上限値により表示する。なお、汁ものにあっては、製品全体の量として販売される状態における可食部分当たりの量を表示した上で、食塩相当量の内訳として、めん及びかやくにおける含有量と調味料における含有量を区分して表示することとする。汁ものの以外にあって、分別が可能なものについては、一括表示枠外に区分して表示することができる。 食塩相当量の表示にあたっては、めん及びかやくについては「めん、かやく」等、調味料については「スープ」等と表示することができる。 （注）汁ものとは、即席めんのうち添付調味料を添付したもの、又は調味料で味付けしたものであって、液汁がめんのつけ汁、かけ汁等として使用され、調理後に分別可能なものをいう。 (イ) (ア)の一定の値又は下限値及び上限値は、食品表示基準別表第9の第1欄の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる単位（食塩相当量にあってはグラム）を明記して表示する。 (ウ) (ア)の一定の値又は下限値及び上限値は、当該一定の値にあっては、食品表示基準別表第9の第1欄の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる方法によって得られた値が当該一定の値を基準とした同表の第4欄に掲げる許容差の範囲内にある値、当該下限値及び上限値にあっては、同表の第1欄の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる方法によって得られた値が当該下限値及び上限値の範囲内でなければならない。ただし、当該一定の値にあっては、同表の第1欄の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる方法によって得られた当該食品100グラム当たりの当該栄養成分の量又は熱量が同表の第5欄に掲げる量に満たない場合は、0とすることがで

規約	施行規則
(9) 原産国名 (10) 事業者の氏名又は名称及び住所 (11) 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称	きる。 イ 次に掲げる要件の全てに該当する場合（特別用途食品（特定保健用食品を除く。）を除く。）には、アの(ウ)の規定にかかわらず、アの(ア)の一定の値にあつては、原材料における栄養成分の量から算出して得られた値、当該食品と同様の組成と考えられるものを分析して得られた値その他の合理的な推定により得られた値を表示することができる。ただし、食品表示基準第7条の規定に基づく栄養機能食品に係る栄養成分の機能の表示、栄養成分の補給ができる旨の表示、栄養成分若しくは熱量の適切な摂取ができる旨の表示、糖類を添加していない旨の表示、ナトリウム塩を添加していない旨の表示をする場合は、この限りでない。 (ア) 表示された値が食品表示基準別表第9の第1欄の区分に応じた同表の第3欄に掲げる方法によって得られた値とは一致しない可能性があることを示す表示をすること。 (イ) 表示された値の設定の根拠資料を保管すること。 (9) 原産国名 輸入品にあつては、原産国名を表示する。 (10) 事業者の氏名又は名称及び住所 事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示する。 (11) 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称） ア 製造所又は加工所（食品の製造又は加工（即席めんに関し、最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工（調整又は選別を含む。）に限る。以下この条において同じ。）が行われた場所）の所在地（輸入品にあつては輸入業者の営業所の所在地）及び製造者又は加工者（食品を調整又は選別した者を含む。）の氏名又は名称（輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称）を表示する。 イ アの規定にかかわらず、事業者の住所又は氏名若しくは名称が製造所若しくは加工所（食品の製造又は加工が行われた場所。以下この号に

規約	施行規則
(12) 調理方法 (13) 原料原産地	において同じ。)の所在地(輸入品にあつては、輸入業者の営業所の所在地。以下この号において同じ。)又は製造者若しくは加工者(食品を調整又は選別した者を含む。以下この号において同じ。)の氏名若しくは名称(輸入品にあつては輸入業者の氏名又は名称。以下この号において同じ。)と同一である場合は、製造所若しくは加工所の所在地又は製造者若しくは加工者の氏名若しくは名称を省略することができる。 ウ アの規定にかかわらず、原則として同一製品を2以上の製造所で製造している場合にあつては、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号(アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せによるものに限る。以下ウにおいて同じ。)又は販売者の住所、氏名又は名称並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製造所固有の記号(以下「製造所固有記号」という。)の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。 (ア) 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先 (イ) 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス(2次元コードその他のこれに代わるものを含む。) (ウ) 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号 (12) 調理方法 即席めんの特性に応じて表示する。 (13) 原料原産地 輸入品以外の即席めんにあつては、対象原材料(使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料をいう。以下同じ。)の原産地を、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。なお、上記対象原材料に、添加物及び水は含まない。 ア 対象原材料が生鮮食品であるものにあつて

規約	施行規則
	は、次に定めるところにより表示する。 (ア) 国産品にあつては国産である旨を、輸入品にあつては原産国名を表示する。ただし、国産品にあつては、国産である旨の表示に代えて次に掲げる地名を表示することができる。 a 農産物にあつては、都道府県名その他一般に知られている地名 b 畜産物にあつては、主たる飼養地（最も飼養期間が長い場所をいう。）が属する都道府県名その他一般に知られている地名 c 水産物にあつては、生産（採取及び採捕を含む。）した水域の名称（以下「水域名」という。）、水揚げした港名、水揚げした港又は主たる養殖場（最も養殖期間の長い場所をいう。）が属する都道府県名その他一般に知られている地名 (イ) 輸入された水産物にあつては、原産国名に水域名を併記することができる。 イ 対象原材料が加工食品であるものにあつては、次に定めるところにより表示する。 (ア) 国産品にあつては、国内において製造された旨を「国内製造」と、輸入品にあつては外国において製造された旨を「〇〇製造」と表示する（〇〇は、原産国名とする。）。ただし、国産品にあつては、「国内製造」の表示に代えて、「〇〇製造」と表示する（〇〇は、都道府県名その他一般に知られている地名とする。）ことができる。 (イ) (ア)の規定による原産地の表示に代えて、当該対象原材料に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の名称と共にその原産地を表示することができる。 ウ ア及びイの規定により表示することとされる原産地が2以上ある場合にあつては、対象原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。 エ ア及びイの規定により表示することとされる原産地が3以上ある場合にあつては、対象原材料に占める重量の割合の高いものから順に2以上表示し、その他の原産地を「その他」と表示することができる。 オ 次のいずれかに該当し、かつ、ウ及びエの規定により表示することが困難な場合には、次に

規約	施行規則
	定めるところにより表示することができる。 (ア) 対象原材料として2以上の原産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合であって、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、ウの規定にかかわらず、使用される可能性がある原産地を、過去の一定期間における使用実績又は将来の一定期間における使用計画における対象原材料に占める重量の割合（以下「一定期間使用割合」という。）の高い原産地から順に、「又は」の文字を用いて表示することができる。 a 過去の一定期間における使用実績に基づき原産地を表示した場合にはその旨、将来の一定期間における使用計画に基づき原産地を表示した場合にはその旨が認識できるよう、一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨を、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に表示すること。 b 一定期間使用割合が5パーセント未満である対象原材料の原産地（エの規定に基づき「その他」と表示されたものを除く。）については、当該原産地の表示の次に括弧を付して、当該一定期間使用割合が5パーセント未満である旨を表示すること。 c 過去又は将来の一定期間において、対象原材料として使用する2以上の原産地のものの当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動があること及びこれらの一定期間使用割合の順を示す資料を保管すること。 (イ) 対象原材料として3以上の外国が原産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合であって、過去又は将来の一定期間における当該原産地の当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動を示す資料を保管している場合には、ウの規定にかかわらず、原産国名の表示に代えて、輸入品である旨を、対象原材料が生鮮食品である場合には「輸入」等と、対象原材料が加工食品である場合には「外国製造」等と表示することができる。 (ウ) 対象原材料として国産品及び3以上の外国

規約	施行規則
	が原産地のものを使用し、かつ、当該対象原材料に占める重量の割合の順序が変動する可能性がある場合であって、次に掲げる要件の全てに該当する場合には、ウの規定にかかわらず、使用される可能性がある原産地として、対象原材料が生鮮食品である場合には国産である旨及び輸入品である旨を「国産又は輸入」等と、対象原材料が加工食品である場合には国内において製造された旨及び外国において製造された旨を「国内製造又は外国製造」等と、一定期間使用割合の高いものから順に表示することができる。 a 過去の一定期間における使用実績に基づき原産地を表示した場合にはその旨、将来の一定期間における使用計画に基づき原産地を表示した場合にはその旨が認識できるよう、一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨を、容器包装の原料原産地名に近接した箇所に表示すること。 b 一定期間使用割合が5パーセント未満である対象原材料の原産地については、当該原産地の表示の次に括弧を付して、当該一定期間使用割合が5パーセント未満である旨を表示すること。 c 過去又は将来の一定期間において、対象原材料として使用する3以上の外国が原産地のものの当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動があること、3以上の外国が原産地である対象原材料と国産品である対象原材料の当該対象原材料に占める重量の割合の順序の変動があること及びこれらの一定期間使用割合の順を示す資料を保管すること。 2 規約第3条第1項に規定する必要表示事項は、次の基準に基づき表示する。 (1) 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。 (2) 邦文をもって、即席めんを一般に購入し、又は使用する者が読みやすく、理解しやすいような用語により正確に行う。 (3) 名称、原材料名、添加物、原料原産地名、内容量、賞味期限、保存の方法、原産国名及び事業者の表示は別記様式1により、栄養成分（たんぱく

規約	施行規則
	質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）の量及び熱量の表示は別記様式 2（たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量に換算したナトリウム以外の栄養成分もこれと併せて表示する場合にあっては、別記様式 3）により行う。ただし、別記様式 1 から別記様式 3 までにより表示される事項が別記様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合は、この限りでない。 (4) 容器包装（容器包装が小売のために包装されている場合は、当該包装）を開かないでも容易に見ることができるように当該容器包装の見やすい箇所に表示する。 (5) 表示に用いる文字は、日本産業規格 Z 8305（1962）（以下「J I S Z 8305」という。）に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの文字とする。 (6) 「賞味期限」を別記様式 1 に従い表示することが困難な場合には、同様式の「賞味期限」の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。この場合において、「賞味期限」を他の箇所に表示するときは、「保存方法」についても、同様式の「保存方法」の欄に表示箇所を表示すれば、「賞味期限」の表示箇所に近接して表示することができる。 (7) 別記様式 1 は、縦書きとすることができる。 (8) 名称については、別記様式 1 の枠内ではなく商品の主要面に表示することができる。この場合において、内容量についても、名称と同じ面に表示することができる。 (9) 原材料名、原料原産地名又は内容量を別記様式 1 に従い表示することが困難な場合には、同様式の「原材料名」、「原料原産地名」又は「内容量」の欄にその表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。 (10) 第 8 号の規定により表示する場合にあっては、別記様式 1 中の「名称」又は「内容量」の欄を省略することができる。 (11) 輸入品以外のものにあっては別記様式 1 中の「原産国名」の欄を省略する。 (12) 別記様式 1 から別記様式 3 までの枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。

規約	施行規則
2 容器包装の分別回収のための識別表示は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。 3 次に掲げる事項の表示は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。 (1) アレルゲン (2) L-フェニルアラニン化合物を含む旨 (特定事項の表示基準) 第4条 事業者は、即席めんについて、次の各号に掲	(13) 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては輸入業者の営業所の所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては輸入業者の氏名又は名称）は、事業者の氏名又は名称及び住所と近接して表示しなければならない。 (14) 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を製造所固有記号をもって表示する場合にあっては、原則として、事業者の氏名又は名称の次に表示する。 3 規約第3条第2項に規定する容器包装の分別回収のための識別表示は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に従い表示するものとする。 4 規約第3条第3項に規定する表示事項は、次に掲げる基準により表示するものとする。 (1) 食品表示基準別表第14に掲げる食品（以下「特定原材料」という。）を含む場合は、アレルゲンを次に定める方法により表示する。 ア 特定原材料を原材料として含む旨を、原則、原材料名の直後に括弧を付して表示する。 イ 特定原材料に由来する添加物を含む即席めんにあっては、当該添加物を含む旨及び即席めんに含まれる添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に括弧を付して表示する。 ウ ア及びイの規定にかかわらず、即席めんに対し2種類以上の原材料又は添加物を使用しているものであって、当該原材料又は添加物に同一の特定原材料が含まれているものにあっては、そのうちのいずれかに特定原材料を含む旨又は由来する旨を表示すれば、それ以外の原材料又は添加物について、特定原材料を含む旨又は由来する旨の表示を省略することができる。ただし、当該原材料又は添加物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りでない。 エ ア及びイの規定にかかわらず、特定原材料等を含む旨を一括して表示することができる。 (2) アスパルテームを含む場合は、L-フェニルアラニン化合物を含む旨を表示する。 (特定事項の表示基準) 第3条 規約第4条第1号に規定するめんを使用する

規約	施行規則																
げる事項を表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。 (1) めんに使用する特定の原材料を商品名として表示する場合又はめんに使用する原材料のうち特定の原材料を使用している旨	特定の原材料を商品名として表示する場合又はめんに使用する原材料のうち特定の原材料を使用している旨を表示する場合は、次のとおりとする。 (1) そば、卵、山芋を強調して表示する場合は、次に掲げる当該原材料の性状ごとに定めた使用原料粉の重量に対する配合割合を満たすこととする。ただし、即席めんの商品名に「焼きそば」、「沖縄そば」又はこれに類似する名称を使用する場合はこの限りでない。 <table><tr><th>原材料名</th><th>性 状</th><th>使用原材料粉の重量に対する配合割合</th></tr><tr><td>そば</td><td>そば粉</td><td>30パーセント以上</td></tr><tr><td rowspan="2">卵</td><td>生卵</td><td>5パーセント以上</td></tr><tr><td>全卵粉</td><td>1パーセント以上</td></tr><tr><td rowspan="2">山芋</td><td>生芋</td><td>5パーセント以上</td></tr><tr><td>粉末山芋</td><td>1パーセント以上</td></tr></table> (2) そば、卵及び山芋以外の原材料について強調して表示する場合は、具体的根拠に基づいて表示することとする。	原材料名	性 状	使用原材料粉の重量に対する配合割合	そば	そば粉	30パーセント以上	卵	生卵	5パーセント以上	全卵粉	1パーセント以上	山芋	生芋	5パーセント以上	粉末山芋	1パーセント以上
原材料名	性 状	使用原材料粉の重量に対する配合割合															
そば	そば粉	30パーセント以上															
卵	生卵	5パーセント以上															
	全卵粉	1パーセント以上															
山芋	生芋	5パーセント以上															
	粉末山芋	1パーセント以上															
(2) 商品名に特定の地域名を表示する等特定の地域名、地域的特徴を意味する事項	2 規約第4条第2号に規定する商品名に特定の地域名を表示する等特定の地域名、地域的特徴を意味する事項を表示する場合は、当該地域で広く認知されている調理品に使用するめん、スープ、具材等の特徴が再現されているか、又は当該地域に産する原材料、食材等が主たる原材料として使用されていなければならないものとする。																
(3) 即席めんのかやくのうち特定のものを特に強調する表示	3 規約第4条第3号に規定する特定のかやくを使用している旨を特に強調して表示する場合 (1) その特定のかやくの調理後の重量が調理後のめん重量の2パーセント以上であるものに限る。なお、「かにみそラーメン」等かやくとスープ等の味とを合わせて表示する場合は、消費者に誤認を与えないよう「かにみそ・ラーメン」又は「かに・みそラーメン」等と表示し、別記様式1の原材料名欄に「かにみそ」又は「かに」等と表示すること。 (2) スープの味又は原材料を強調して表示する場合には、かやくの量又は種類の強調と誤認されないように表示しなければならない。																
(4) 調理済みの状態を示す写真等の絵表示	4 規約第4条第4号に規定する調理済みの状態を示す写真等の絵表示をする場合は、実際の内容物と同一のものを使用するものとする。ただし、袋入りめ																

規約	施行規則
(5) 即席めんのめんの量が多い旨を強調する表示 (6) 賞、推奨等を受けた旨 (7) 特色ある原材料等に関する事項	ん（軟包装の袋に入った即席めんであって、鍋等に移し替えた上加熱して調理するもの）について調理済みの状態を示す写真等の絵表示をする場合には、実際の内容物と同一のものを使用した上、更に他の食材を使用した状態を表示することができる。なお、この場合は次の基準の全てを満たさなければならない。 (1) 「調理例」、「調理参考例」等（以下、単に「調理例」という。）の用語を絵表示中又は絵表示に近接した見やすい場所に表示すること。 (2) 「調理例」等の文字の大きさは、J I S Z 8305に規定する10ポイントの活字以上の大きさの見やすい文字とすること。 (3) 「調理例」等の文字の色は、背景の色と対照的な色とすること。 5 規約第4条第5号に規定する即席めんのめんの量が多い旨を強調して表示する場合は、次の基準の全てを満たすことにより表示することができる。 (1) 比較対照する即席めん（以下「比較対照品」という。）より30パーセント以上増量したものであること。 (2) 比較対照品は、自社等における標準的なものとし、「当社比」等と明瞭に表示すること。 6 規約第4条第6号に規定する賞、推奨等を受けた旨を表示する場合は、これを受けたものと同一の商品について表示することとし、賞にあっては、受賞の年、受賞者の氏名又は名称、受賞した品評会等の名称を、推奨にあっては、推奨を受けた年、推奨者の氏名又は名称等を表示することとする。 7 規約第4条第7号に規定する特色ある原材料等に関する事項を表示する場合は次に定める表示方法に従い表示することとする。 (1) 特定の出産地のもの、有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成17年農林水産省告示第1605号）第3条に規定するものをいう。）、有機畜産物、有機加工食品（有機加工食品の日本農林規格（平成17年農林水産省告示第1606号）第3条に規定するものをいう。）その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合にあっては、規則第2条第13号の規定により原料原産地名を表示する場合（任意で原料原産地名を表示する場合を含む。）を除き、次

規約	施行規則
(8) 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）を除く。） (9) 栄養成分の補給ができる旨	の各号に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付して表示する。ただし、その割合が100パーセントである場合にあっては、割合の表示を省略することができる。 ア 特色のある原材料の製品の原材料及び添加物に占める重量の割合 イ 特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合（この場合において、特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合である旨の表示を表示する。） (2) 特定の原材料の使用量が少ない旨を表示する場合にあっては、特定の原材料の製品に占める重量の割合を当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付して表示する。 8 規約第4条第8号に規定する栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）を除く。）を表示する場合は、第2条第1項第8号に定める表示の方法を準用する。 9 規約第4条第9号に規定する栄養成分の補給ができる旨を表示する場合は、次に定める表示方法に従い表示することとする。 (1) 高い旨の表示は、食品表示基準別表第12の第1欄に掲げる栄養成分の量がそれぞれ同表の第2欄の食品100グラム当たり又は100キロカロリー当たりのいずれかに定める基準値以上である場合に行うことができる。 (2) 含む旨の表示は、食品表示基準別表第12の第1欄に掲げる栄養成分の量がそれぞれ同表の第3欄の食品100グラム当たり又は100キロカロリー当たりのいずれかに定める基準値以上である場合に行うことができる。 (3) 強化された旨の表示は、食品表示基準別表第12の第1欄に掲げる栄養成分について、他の同種の食品に比べて強化された当該栄養成分の量がそれぞれ同表の第4欄に定める基準値以上である場合（たんぱく質及び食物繊維にあっては他の食品に比べて強化された割合が25パーセント以上のものに限る。）に行うことができる。この場合において、次に掲げる事項を表示しなければならない。

規約	施行規則
(10) 栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨	ア 当該他の同種の食品を特定するために必要な事項 イ 当該栄養成分の量が当該他の食品に比べて強化された量又は割合 (4) (1)から(3)までの栄養成分の量は、即席めんの一食分又はその他の一単位当たりの量を表示する。この場合において、当該栄養成分の量は、食品表示基準別表第9の第1欄の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる方法によって得るものとする。 10 規約第4条第10号に規定する栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨を表示する場合は、次に定める表示方法に従い表示することとする。 (1) 含まない旨の表示は、食品表示基準別表第13の第1欄に掲げる栄養成分又は熱量の量がそれぞれ同表の第2欄に定める基準値に満たない場合に行うことができる。 (2) 低い旨の表示は、食品表示基準別表第13の第1欄に掲げる栄養成分又は熱量の量がそれぞれ同表の第3欄に定める基準値以下である場合に行うことができる。 (3) 低減された旨の表示は、別表第13の第1欄に掲げる栄養成分又は熱量について、他の同種の食品に比べて低減された当該栄養成分の量又は熱量の量がそれぞれ同表の第4欄に定める基準値以上であって、他の食品に比べて低減された割合が25パーセント以上である場合（ナトリウムの含有量を25パーセント以上低減することにより、当該食品の保存性及び品質を保つことが著しく困難な食品について、ナトリウムに係る低減された旨の表示をする場合を除く。）に行うことができる。この場合において、次に掲げる事項を表示しなければならない。 ア 当該他の同種の食品を特定するために必要な事項 イ 当該栄養成分の量又は熱量が当該他の食品に比べて低減された量又は割合（ナトリウムの含有量を25パーセント以上低減することにより、当該食品の保存性及び品質を保つことが著しく困難な食品について、ナトリウムに係る低減された旨の表示をする場合にあつては、ナトリウムの量が当該他の食品に比べて低減された割合） (4) (1)から(3)までの栄養成分の量又は熱量は、即

規約	施行規則
(11) 糖類（単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る。）を添加していない旨 （その他の表示事項等） 第5条 日本即席食品工業公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）は、第1条の目的を達成するため特に必要があると認める場合には、第3条及び前条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の表示事項又は表示基準を施行規則により定めることができる。 （不当表示の禁止） 第6条 事業者は、即席めんの取引に関し、次のいずれかに該当する表示をしてはならない。 (1) 客観的な根拠に基づかない商品の品質又は製造方法が優良であることを意味する表示	席めんの一食分又はその他の一単位当たりの量を表示する。この場合において、当該栄養成分の量及び熱量は、食品表示基準別表第9の第1欄の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる方法によって得るものとする。 11 規約第4条第11号に規定する糖類（単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る。）を添加していない旨を表示する場合は、次に掲げる要件の全てに該当しなければ表示することができない。 (1) いかなる糖類も添加されていないこと (2) 糖類（添加されたものに限る。）に代わる原材料（複合原材料を含む。）又は添加物を使用していないこと (3) 酵素分解その他何らかの方法により、即席めんの糖類含有量が原材料及び添加物に含まれていた量を超えていないこと (4) 即席めん一食分又はその他の一単位当たりの糖類の含有量を表示していること （不当表示の禁止） 第4条 規約第6条に掲げる不当表示に該当する表示内容等を例示すると次のとおりである。 (1) 客観的な根拠に基づかない「ナチュラル」、「天然」、「自然」等の当該商品の品質が優良であることを意味する表示。ただし、客観的な根拠又は天然の原材料を使用したことが具体的に立証できる場合は除く。 (2) 客観的な根拠に基づかないめんについての「生」、「フレッシュ」等の表示。ただし、めんが熱風乾燥等したものであって、「風味」、「感覚」等の注釈的用語を付記した場合は除く。 (3) 客観的な根拠に基づかない「最高級」、「最優良」、「スペシャル」、「特選」、「高級」等当該商品の品質が優良であることを意味する表示。

規約	施行規則
(2) 原材料の産地又は当該商品の原産国について誤認されるおそれがある表示 (3) 健康、美容に効能又は効果があるかのように誤認されるおそれがある表示 (4) 即席めんの商品名、商標、意匠その他の事項について、自己と競争関係にある他の事業者の製造又は販売に係るものと同一又は著しく類似した表示 (5) 賞を受けた事実又は推奨を受けた事実がないにもかかわらず、受賞又は推奨を受けたと誤認されるおそれがある表示 (6) 内容物の保護、品質保全又は製造技術上必要な限度を超えて著しく過大な容器包装を用いること。 (7) 他の事業者又はその製品を中傷し、誹謗し又はこれらの信用をき損するような表示 (8) 前各号に掲げるもののほか商品の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示	(4) 客観的な根拠に基づかない「手打風」、「熟成」等の表示。ただし、その特徴を示す製造過程を経たことが具体的に立証できる場合は除く。 (5) 客観的な根拠に基づかない「老舗」、「元祖」、「本場」、「代表」、「最古」等伝統性、歴史性を意味する表示。 (6) 次に掲げる賞は、規約第6条第5号に規定する「賞を受けた事実がない」ものとして取り扱う。 ア 申請者が全員入賞するような場合の最低の賞 イ 自己が設定した賞 ウ その他これらに類似する賞 (7) 生タイプ即席めん（即席めんのうち、めんを蒸し又はゆで、有機酸溶液中で処理した後に加熱殺菌したもの。）以外のものに生タイプを意味する表示。 (8) かやくのうち特定のものを特に強調する用語。ただし、調理後の当該かやくの重量が調理後のめんの重量の2パーセント以上である場合は、この限りでない。 (9) そば粉を使用しているものであって、そば粉の配合割合が30パーセント未満のものにあつては、「そば」の用語。 (10) 遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われたことを確認した対象農産物

規約	施行規則
(公正取引協議会の設置) 第7条 この規約の目的を達成するため、公正取引協議会を設置する。 2 公正取引協議会は、事業者をもって構成する。 (公正取引協議会の事業) 第8条 公正取引協議会は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) この規約の内容の周知徹底に関すること。 (2) この規約についての相談及び指導に関すること。 (3) この規約の遵守状況の調査に関すること。 (4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。 (5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。 (6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。 (7) 不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。 (8) 関係官公庁との連絡に関すること。 (9) 会員に対する情報提供に関すること。 (10) その他この規約の施行に関すること。	を原材料とする食品（当該食品を原材料とするものを含む。）以外の食品にあつては、当該食品の原材料である食品表示基準別表第17の上欄に掲げる作物に関し遺伝子組換え農産物が混入しないように分別生産流通管理が行われた旨（遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる対象農産物である旨を含む。）を示す用語。 (11) 組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目以外の作目を原材料とする食品にあつては、当該農産物に関し遺伝子組換えでないことを示す用語。 (12) ナトリウム塩を添加している食品にあつては、ナトリウムの量。 (13) 保健機能食品（特定保健用食品、機能性表示食品及び栄養機能食品をいう。）以外の食品にあつては、保健機能食品と紛らわしい名称、栄養成分の機能及び特定の保健の目的が期待できる旨を示す用語。

規約	施行規則
(違反に対する調査) 第9条 公正取引協議会は、第3条、第4条、第5条又は第6条の規定に違反する事実があると思われるときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他の事実について必要な調査を行う。 2 公正取引協議会に参加する事業者は、前項の規定による公正取引協議会の調査に協力しなければならない。 3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは5万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。 (違反に対する措置) 第10条 公正取引協議会は、第3条、第4条、第5条又は第6条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施する旨を文書をもって警告することができる。 2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。 (違反に対する決定) 第11条 公正取引協議会は、第9条第3項又は前条第2項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対し文書をもって異議の申立てをすることができる。 3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった	

規約	施行規則									
場合には、当該事業者追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、これに基づいて措置の決定を行うものとする。 4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。 (施行規則の制定) 第12条 公正取引協議会は、この規約の実施及び運営に関する事項について規則を定めることができる。 2 前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。	(細則等の制定) 第5条 公正取引協議会は、規約及び施行規則を実施するため、細則又は運用基準を定めることができる。 2 前項の細則又は運用基準を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官に届け出るものとする。 別記様式1 <table><tr><td>名 称</td></tr><tr><td>原材料名</td></tr><tr><td>添 加 物</td></tr><tr><td>原料原産地名</td></tr><tr><td>内 容 量</td></tr><tr><td>賞味期限</td></tr><tr><td>保存方法</td></tr><tr><td>原産国名</td></tr><tr><td>製造者</td></tr></table> 備考 1 この様式中「名称」とあるのは、これに代えて、「品名」、「品目」と表示することができる。 2 添加物については、事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。 3 原料原産地名については、事項欄を設けずに、対応する原材料名の次に括弧を付して表示することができる。 4 販売業者、加工業者又は輸入業者である場合に	名 称	原材料名	添 加 物	原料原産地名	内 容 量	賞味期限	保存方法	原産国名	製造者
名 称										
原材料名										
添 加 物										
原料原産地名										
内 容 量										
賞味期限										
保存方法										
原産国名										
製造者										

規約	施行規則																																																		
	あつては、この様式中「製造者」とあるのは、それぞれ「販売者」、「加工者」又は「輸入者」とする。 別記様式2 <table> <tr> <th colspan="2">栄養成分表示</th></tr> <tr> <th colspan="2">食品単位当たり</th></tr> <tr> <td>熱量</td><td>k cal</td></tr> <tr> <td>たんぱく質</td><td>g</td></tr> <tr> <td>脂質</td><td>g</td></tr> <tr> <td>炭水化物</td><td>g</td></tr> <tr> <td>食塩相当量</td><td>g</td></tr> <tr> <td>めん・かやく</td><td>g</td></tr> <tr> <td>スープ</td><td>g</td></tr> </table> 備考 - 食品単位は、100グラム、1食分、1包装その他の1単位のいずれかを表示する。この場合において、1食分である場合は、1食分の量を併記して表示する。 - この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。 - 栄養成分の量及び熱量であつて一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。 別記様式3 <table> <tr> <th colspan="2">栄養成分表示</th></tr> <tr> <th colspan="2">食品単位当たり</th></tr> <tr> <td>熱量</td><td>k cal</td></tr> <tr> <td>たんぱく質</td><td>g</td></tr> <tr> <td>脂質</td><td>g</td></tr> <tr> <td>一飽和脂肪酸</td><td>g</td></tr> <tr> <td>一n-3系脂肪酸</td><td>g</td></tr> <tr> <td>一n-6系脂肪酸</td><td>g</td></tr> <tr> <td>コレステロール</td><td>mg</td></tr> <tr> <td>炭水化物</td><td>g</td></tr> <tr> <td>一糖質</td><td>g</td></tr> <tr> <td>一糖類</td><td>g</td></tr> <tr> <td>一食物繊維</td><td>g</td></tr> <tr> <td>食塩相当量</td><td>g</td></tr> <tr> <td>めん・かやく</td><td>g</td></tr> <tr> <td>スープ</td><td>g</td></tr> </table>	栄養成分表示		食品単位当たり		熱量	k cal	たんぱく質	g	脂質	g	炭水化物	g	食塩相当量	g	めん・かやく	g	スープ	g	栄養成分表示		食品単位当たり		熱量	k cal	たんぱく質	g	脂質	g	一飽和脂肪酸	g	一n-3系脂肪酸	g	一n-6系脂肪酸	g	コレステロール	mg	炭水化物	g	一糖質	g	一糖類	g	一食物繊維	g	食塩相当量	g	めん・かやく	g	スープ	g
栄養成分表示																																																			
食品単位当たり																																																			
熱量	k cal																																																		
たんぱく質	g																																																		
脂質	g																																																		
炭水化物	g																																																		
食塩相当量	g																																																		
めん・かやく	g																																																		
スープ	g																																																		
栄養成分表示																																																			
食品単位当たり																																																			
熱量	k cal																																																		
たんぱく質	g																																																		
脂質	g																																																		
一飽和脂肪酸	g																																																		
一n-3系脂肪酸	g																																																		
一n-6系脂肪酸	g																																																		
コレステロール	mg																																																		
炭水化物	g																																																		
一糖質	g																																																		
一糖類	g																																																		
一食物繊維	g																																																		
食塩相当量	g																																																		
めん・かやく	g																																																		
スープ	g																																																		

規約	施行規則		
	<table border="1" data-bbox="842 143 1434 416"> <tr> <td>たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、n-3系脂肪酸、n-6系脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分</td><td>mg</td></tr> </table> 備考 - 食品単位は、100グラム、1食分、1包装その他の1単位のいずれかを表示する。この場合において、1食分である場合は、1食分の量を併記して表示する。 - この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。 - 栄養成分の量及び熱量であって一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。 - 糖質又は食物繊維の量のいずれかを表示しようとする場合にあっては、糖質及び食物繊維の量の両方を表示する。 - ナトリウム塩を添加していない食品について、食塩相当量に加えてナトリウムを表示しようとする際は、「食塩相当量」を「ナトリウム（食塩相当量）」等に代えて表示する。 - 義務表示となっている栄養成分以外で表示しないものについては、この様式中当該成分を省略する。	たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、n-3系脂肪酸、n-6系脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分	mg
たんぱく質、脂質、飽和脂肪酸、n-3系脂肪酸、n-6系脂肪酸、コレステロール、炭水化物、糖質、糖類、食物繊維及びナトリウム以外の栄養成分	mg		